

○ 玉野市道路位置指定指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(道路の配置設計)

第2条 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条及び昭和45年建設省告示第1837号の規定によるほか、この要綱の定めるところにより設置するものとする。

2 指定道路の配置並びに指定道路に接する敷地の規模及び形状は、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街化形成を十分考慮し、設計しなければならない。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用を受けるものは、指定道路及び当該指定道路に接する敷地とする。

(申請)

第4条 玉野市建築基準法施行細則（平成11年玉野市規則第27号。以下「細則」という。）第15条第1項の申請におけるその他市長が必要と認める図書は、次の表に掲げるもののうち必要なものとする。ただし、市長が特に必要と認める図書が別にある場合は、当該図書を求めることができる。

図書の種類	作成要領、明示する事項等
1 図書目録	・当該申請書に添付した図書。その部数等を明示すること。
2 委任状	・申請手続きを第三者に委任する場合に添付、受任者の行政書士登録、建築士事務所登録等の受任資格、住所及び電話番号並びに受任資格の登録地を明示すること。
3 道路の位置の指定区域内の権利者及び管理者の一覧 細則様式(第15条関係)	・指定道路の区域内の土地、建物の権利者名及び管理者名等を記入すること。 ・所有権以外の権利が設定されている場合は、その設定権利者も記入のこと。
4 権利者の承諾書 細則様式(第15条関係)	・道路の位置の指定区域内の権利者及び管理者の一覧の1欄に記入した全ての権利者（申請者を除く）の承諾書が必要。 ・土地区画整理地区内で仮換地指定の終了地等の場合は仮換地通知書又はこれに代わる権利者であることを証明する図書を添付すること。
5 管理者の承諾書 細則様式(第15条関係)	・道路の位置の指定区域内の権利者及び管理者の一覧の2欄に記入した全ての管理者（申請者を含む）の承諾書が必要。

6 登記簿謄本・印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 指定道路区域に係る土地・建物登記簿謄本（土地区画整理事業における仮換地の土地については、仮換地指令書）を添付すること。 承諾者の印鑑登録証明書（3ヶ月以内）を添付すること。
7 指定道路区域隣接地の権利者の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 所定の書面による。
8 確約書	<ul style="list-style-type: none"> 指定道路の隣接地に同一所有者の土地が合計して、1,000平方メートル以上ある場合又は隣接地に同じ時期に造成された土地が合計して1,000平方メートル以上ある場合（所有者が異なる場合を含む。）は、当該隣接地における1,000平方メートルをこえる開発行為、建築行為を1年間行わない旨の確約書を添付すること。（様式参照）
9 指定道路築造の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の道路への接続及び水路等を含めて道路位置指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の許認可書を添付すること。
10 関係法令に基づく許認可書等	<ul style="list-style-type: none"> 道路位置の指定を受ける敷地が、宅地造成規制区域内、風致地区内等であるとき、又はその他関係法令に基づく許認可を要するときは、許認可書等を添付すること。
11 附近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺2,500分の1の都市計画地図に方位、申請道路の位置及び開発区域を記入すること。
12 地籍図	<ul style="list-style-type: none"> 法務局備付けの公図を転写し、申請道路の位置（道路敷を含む）及び開発区域を記入すること。
13 道路及び敷地平面図	<ul style="list-style-type: none"> 道路の幅員、延長並びに排水施設の位置及び放流先を記入するとともに、申請道路に接する敷地の擁壁の位置及び形状、排水施設の位置及び形状を記入すること。 (縮尺1/300～1/500)
14 土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の区画割を記入し、区画ごとに面積を記入すること。 (縮尺1/300～1/500)
15 丈量図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び指定道路の丈量図及び計算式を記入すること。
16 道路、敷地横断面図	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員、道路有効幅員、側溝の各寸法（内のり、幅、深さ、厚さ等）、排水施設の形状、及び開発する部分と隣地との境界部分の断面を記入すること。 (縮尺1/300～1/500)
17 道路敷地縦断面図	<ul style="list-style-type: none"> 道路の長さ、高低差、勾配等を記入すること。ただし、計画した道路の勾配が少ないときは道路及び敷地平面図に要所ごとに基準点からの高さを記入し、これを省略することができる。 (縮尺1/300～1/500)

2 申請者は、原則として工事完了届の提出までに道路部分（道路敷きを含む。）を分筆し地目を公衆用道路にし、分筆後の地籍図及び土地登記簿謄本2部、工事写真（1

部)、完成写真(1部)を市長に提出しなければならない。

(築造承認)

第5条 市長は、細則第15条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ現地を調査し、指定基準に適合していると認めたときは、所定の指定申請道路の築造承認通知書により申請者に通知するものとする。

(道路の工事完了届及び閲覧用図書の提出)

第6条 申請者は、申請道路の築造工事が完了したときは、速やかに所定の工事完了届に所定の閲覧用図書を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

(道路の幅員)

第7条 指定道路は、原則として6メートル以上の道路幅員がなければならない。ただし、その延長が120メートル以下であり、かつ、最小有効道路幅員が4メートル以上ある時は、この限りでない。

(道路の隅切り)

第8条 指定道路と他の道路(法第42条に規定する道路をいう。)が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は指定道路が屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。以下「交差箇所等」という。)に設ける隅切りは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める角地の隅角を挟む辺の長さをもつ二等辺三角形の部分を当該指定道路に含むものでなければならない。ただし、隅切りの部分に既存の建築物、高く堅固な擁壁、がけ等があり、市長が隅切りを設けることが著しく困難と認め、かつ、当該指定道路を挟むもう一边の隅切りの部分の角地の隅角を挟む辺の長さを、当該各号に定める辺の長さに加えた長さとした場合は、この限りでない。別紙(図8)参照。

- (1) 指定道路と他の道路の両方(屈曲する箇所は指定道路)の道路幅員が6メートル以上の場合 3メートル以上
- (2) 指定道路と他の道路の両方(屈曲する箇所は指定道路)の道路幅員が5メートル以上で、かつ、前号に該当しない場合 2.5メートル以上
- (3) 前2号に該当しない場合 2メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、交差箇所等における内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とし、底辺の長さを2メートル以上とした三角形の部分を当該指定道路に含むものでなければならない。

(道路の構造)

第9条 指定道路の路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装その他のぬかるみとならない構造でなければならない。

2 指定道路の縦断勾配が9%を超える道路は、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講じなければならない。

(排水施設)

第10条 指定道路の側溝は、原則として道路の両側に設けなければならない。ただし

周囲の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 側溝の構造は原則として、コンクリート製とし、別紙（図9）で図示したものと同等以上の構造としなければならない。
- 3 排水施設の流末は、種々の排水が適切に流下できる容量を有する排水路に接続しなければならない。
- 4 道路横断排水施設は、設計流量を安全に通水する断面とし、土かぶり、荷重等に十分耐えるものとしなければならない。

（擁壁）

第11条 指定道路及びこれに接する敷地の造成のための擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知積み造としなければならない。

（安全施設の設置）

第12条 指定道路が、がけ地等に隣接する場合、その他市長が通行の安全を確保するために必要があると認めた場合は、ガードレール、カーブミラー等適切な施設を設置しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

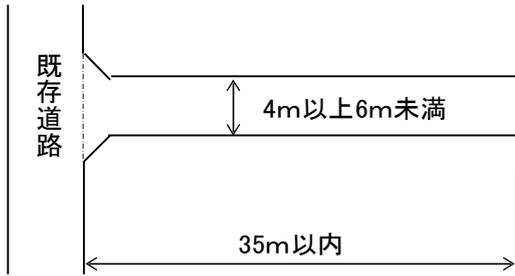
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

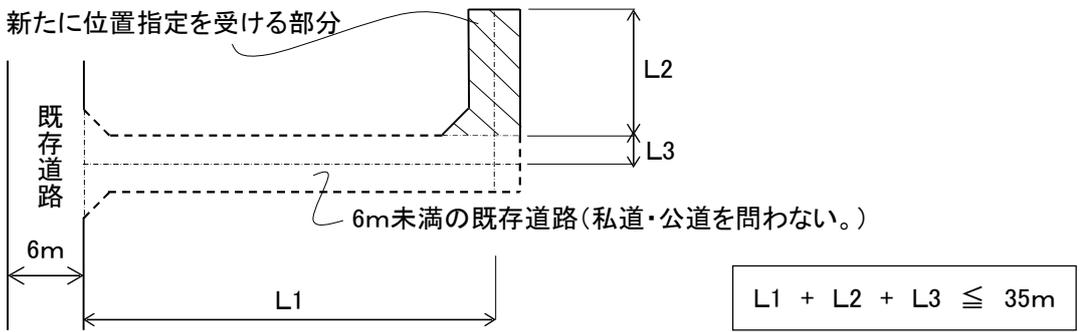
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

図1. 延長が35m以下の場合

(a)



(b)



(c)

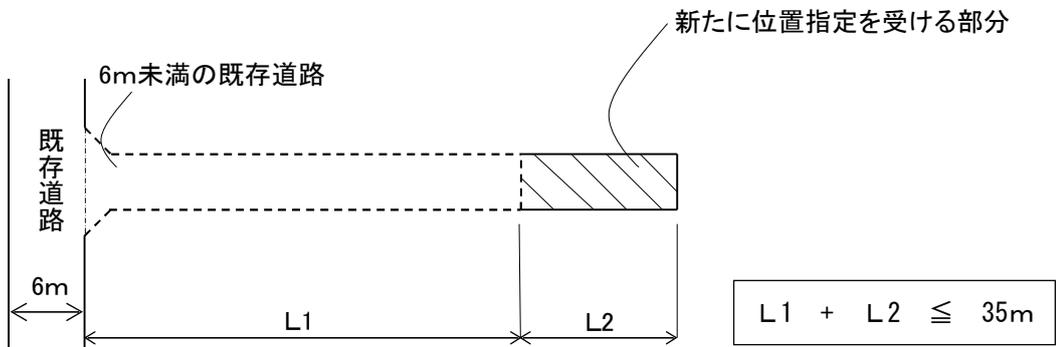
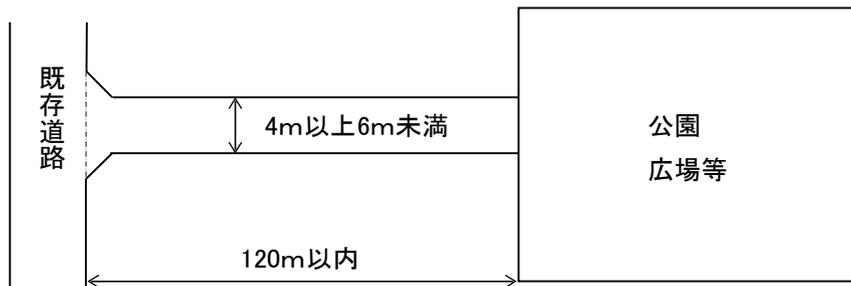


図2. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合



公園、広場等に類するものとしては、海辺の砂浜や河川敷等の堤防(転回等については管理者の承諾が必要)

図3. 中間に設ける転回広場

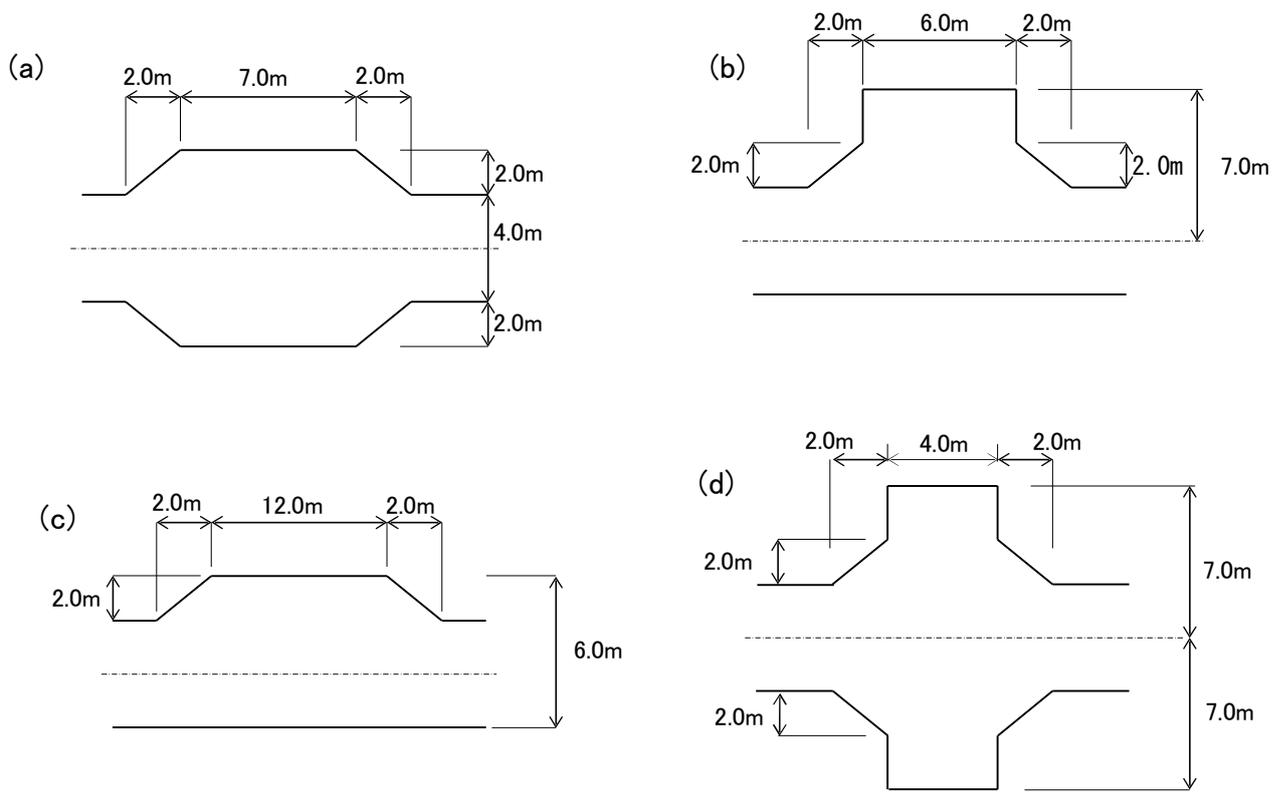
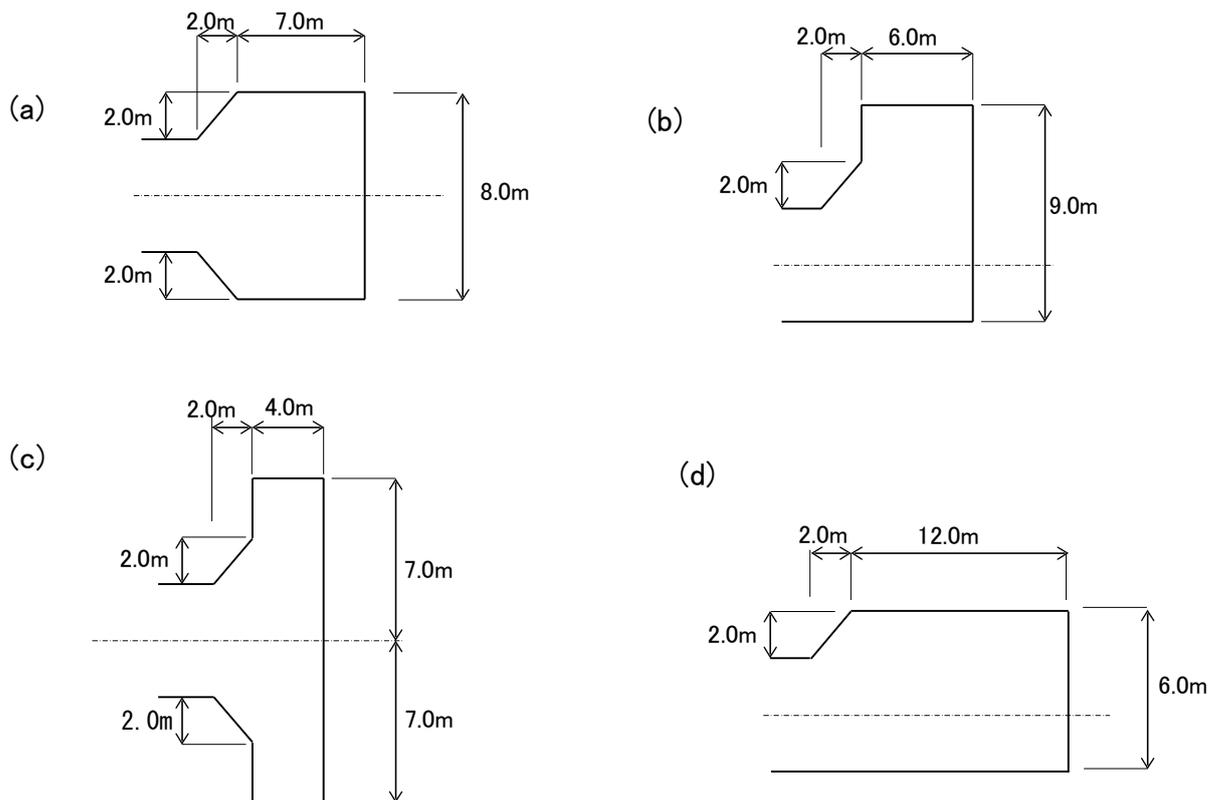
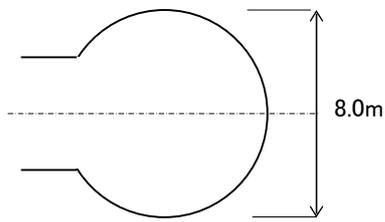


図4. 終端に設ける転回広場



(e)



(参考)

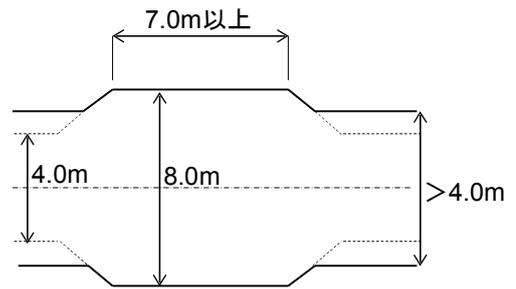


図3、4において幅員が4m以上の場合はそれぞれ当該形状を含むものであればよい。

図5. 転回広場の区間の測り方(Lは35m以内とする)

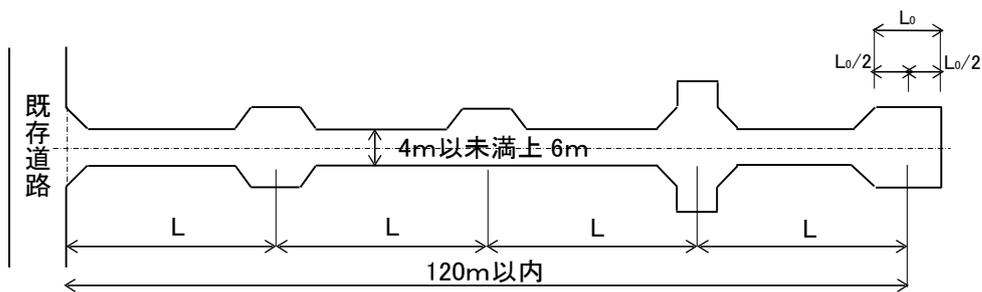


図6. 幅員(6m以上の場合)

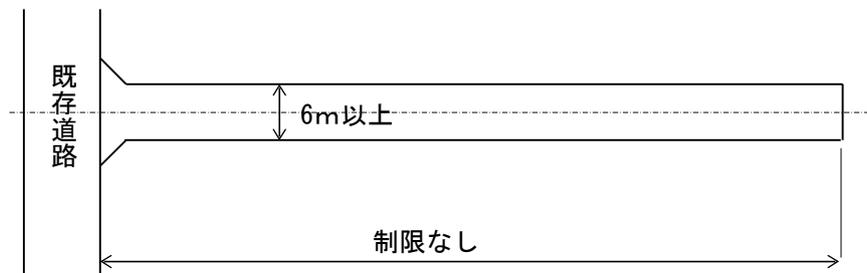
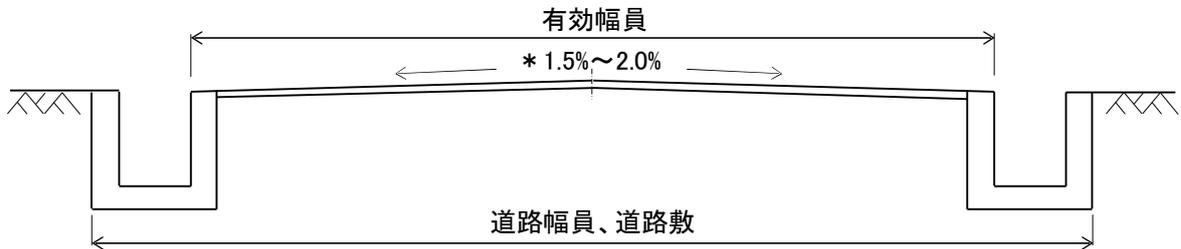
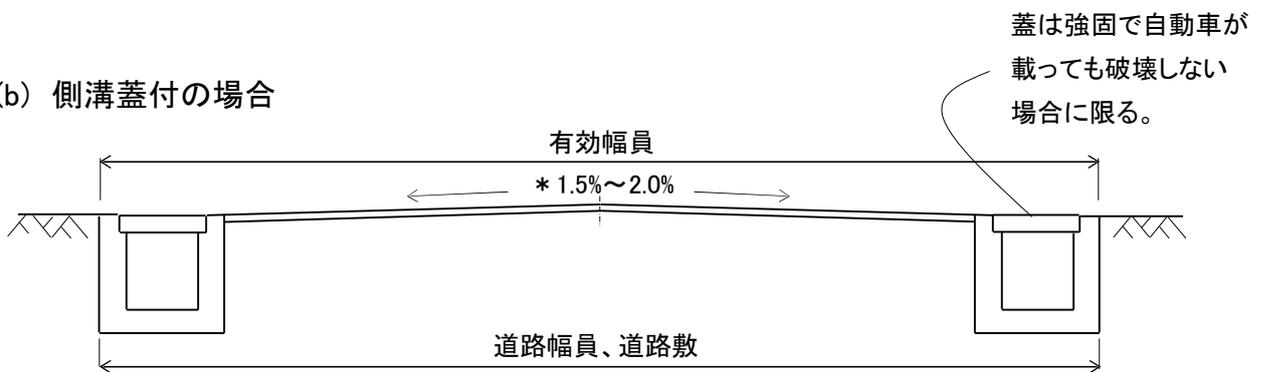


図7. 道路幅員の取り方

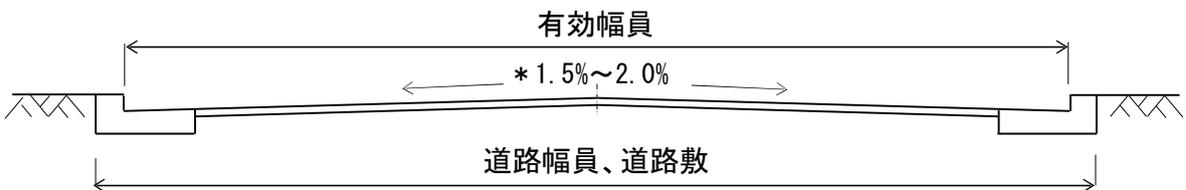
(a) 側溝蓋なしの場合



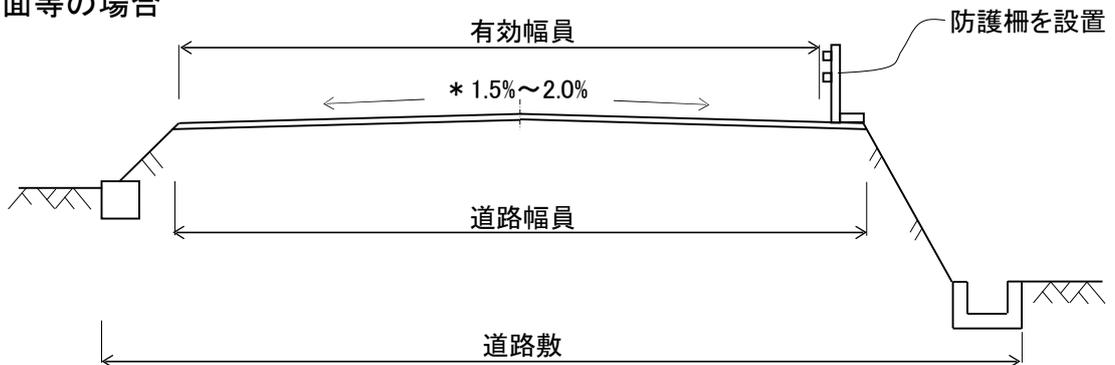
(b) 側溝蓋付の場合



(c) L型側溝の場合



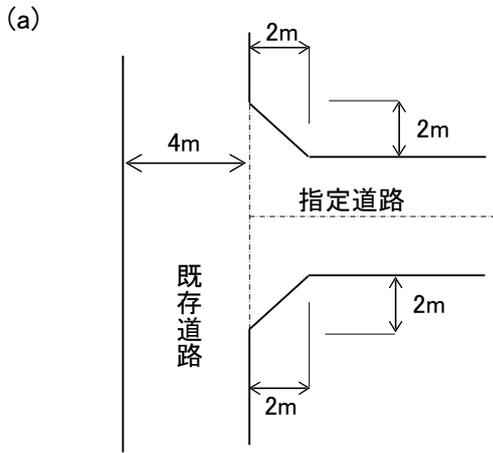
(d) 法面等の場合



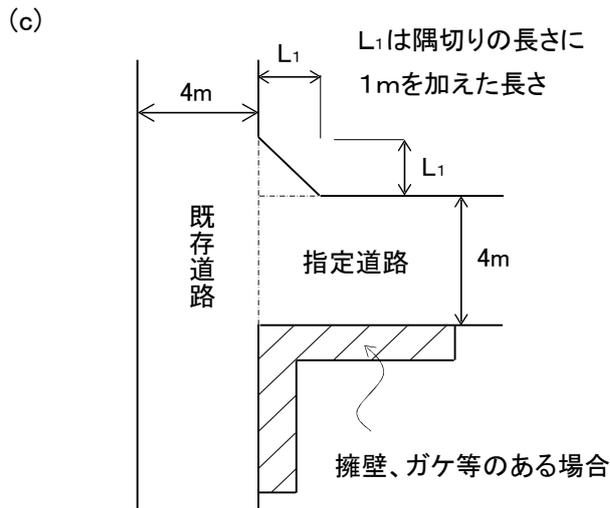
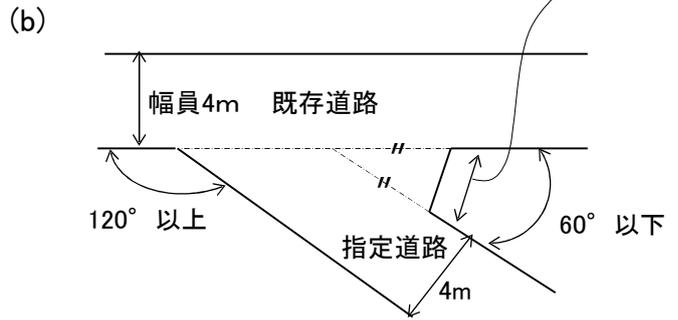
* 横断勾配は、片勾配のときを除き、1.5%から2.0%を標準とする。

図8. 隅切りの取り方

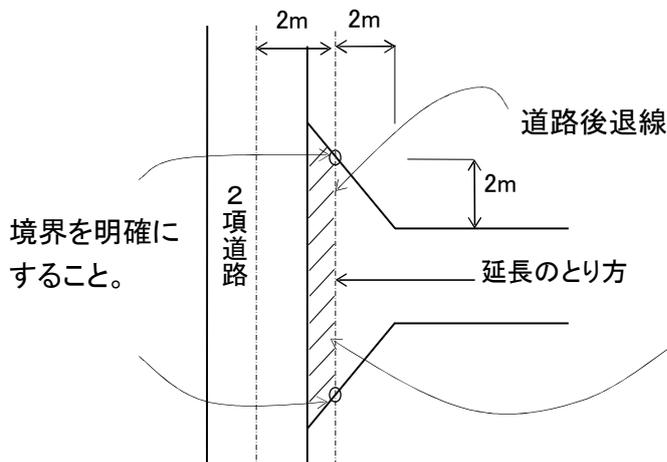
1) 一般的隅切り



内角 60° 以下の角地に設ける隅切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。



2) 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



指定道路の面積には算入しない。
2項道路と位置指定道路が円滑に接続するようこの部分も道路状に整備が必要。

* 指定時に道路後退部分の分筆が必要(下図:分筆の仕方の例)

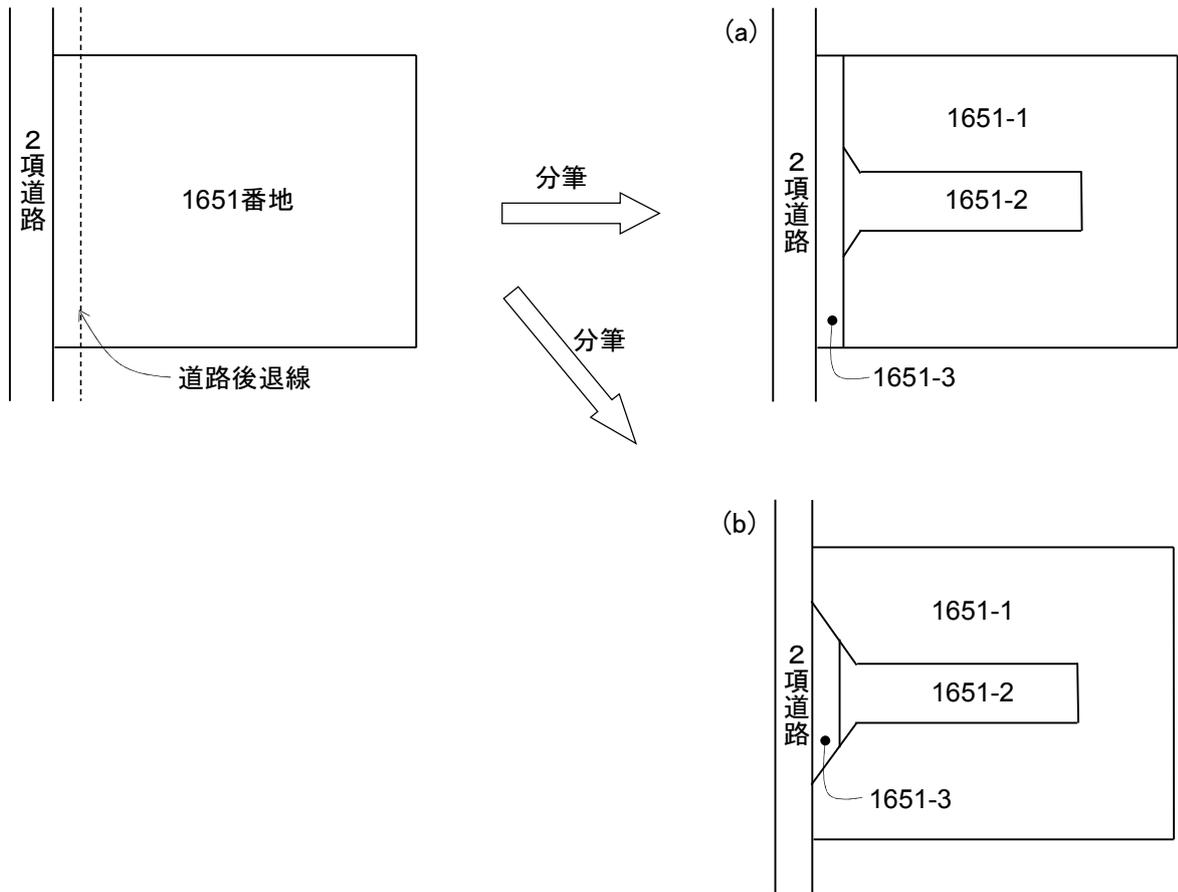


図9. 側溝の構造

